に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十三項第五号」を「第二十七条の四第十八項第六号」に、「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十三項第九号」を「第二十七条の四第十八項第十二号」に、「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「第三十九条の三十九第十二項第六号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第十七項第九号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第十二項第六号」を「第三十九条の三十九第十七項第九号」に、「第二十項」を「第二十八項」に、「同条第十二項第六号」を「同条第十七項第九号」に改め、同項第二号中「第三十九条の三十九第十二項第五号」を「第三十九条の三十九第十七項第六号」に、「第二十項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第十二項第五号」を「第三十九条の三十九第十七項第六号」に改め、同項第四号中「、再委託」を「再委託」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の五項を加える。

20　施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定するその他の財務省令で定めるものは、第二十条第二十項に規定する契約又は協定とする。

21　施行令第三十九条の三十九第十七項第七号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人が行おうとする試験研究(次に掲げる試験研究を除く。)のうち当該試験研究に係る法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第三十二条(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第二十一項第一号に規定する基礎研究又は応用研究に該当することが明らかである試験研究

二　当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第二十一項第二号に規定する工業化研究に該当しないことが明らかである試験研究

22　施行令第三十九条の三十九第十七項第七号ロに規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号ロに規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの(以下この項において「技術的知識等財産」という。)を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該連結親法人又はその連結子法人以外の者(以下この項において「第三者」という。)から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23　施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る新事業開拓事業者等の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

24　施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する他の者(第二十七項第七号において「他の者」という。)の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十二条の二十三第十五項中「第三十九条の三十九第十二項第五号に規定する」を「第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第十二項第五号」を「第三十九条の三十九第十七項第六号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第三十九条の三十九第十二項第五号」を「第三十九条の三十九第十七項第六号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第三十九条の三十九第十二項第四号」を「第三十九条の三十九第十七項第五号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第三十九条の三十九第十二項第三号」を「第三十九条の三十九第十七項第四号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第三十九条の三十九第十二項第二号に規定する財務省令」を「第三十九条の三十九第十七項第三号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十九第十二項第二号」を「第三十九条の三十九第十七項第三号」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第十二項第二号」を「第三十九条の三十九第十七項第三号」に、「第十九項第二号イ及びロ」を「第二十七項第三号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第三十九条の三十九第十二項第一号」を「第三十九条の三十九第十七項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する財務省令で定める者は、第二十条第十二項各号に掲げるもの(法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。)とする。

13　施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する新事業開拓事業者等(以下この条において「新事業開拓事業者等」という。)の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

第二十二条の二十三第九項の次に次の一項を加える。

10　法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する判定連結親法人(以下この項において「判定連結親法人」という。)又は同条第十二項第二号に規定する連結子法人等(以下この項において「連結子法人等」という。)のいずれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての旧事業(同条第十四項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。以下この項において同じ。)の事業規模(同条第十四項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。以下この項において同じ。)の合計額のおおむね五倍を超える資金借入れ等(同条第十四項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等をいう。以下この項において同じ。)を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定(判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定を含む。)について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第三十九条の三十九第十六項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十三項に規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第三十九条の三十九第十六項において準用する法人税法施行令第百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令第百十三条の二第十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第六号(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第十四項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令第百十三条の二第十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令第百十三条の二第十一項第三号に規定する役務提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第五号ハに定める金額」と、同条第四項中「事項と」とあるのは「事項及び租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する判定連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人等のうち、第一号の資金借入れ等を行つたものの名称と」と読み替えるものとする。